

2020年7月14日

東京都港区三田一丁目4番1号
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表取締役社長 門田 剛

吸収合併に関する事前開示事項

当社は、株式会社フィットハウス（以下、「フィットハウス」といいます。）との間で、2020年5月1日付で吸収合併契約を、同年5月22日付で合併契約変更覚書を締結し、2020年7月21日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、フィットハウスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことと致しました。本合併に関する事前開示事項（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1「合併契約書」及び別紙2「合併契約変更覚書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め、合併対価の総数又は総額の相当性及び合併対価としての当該種類の財産を選択した理由に関する事項は、別紙3「合併対価の相当性に関する事項」の通りです。

3. 新株予約権の定め、の相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての事項

(1) フィットハウスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙4のとおりです。

(2) フィットハウスの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) フィットハウスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

下記5.に記載の当社借入に対する担保提供のため、フィットハウスは、同社が所有する不動産について、2020年5月28日及び2020年6月25日に株式会社三井住友銀行と抵当権設定契約を締結しております。担保として提供された不動産の帳簿価額の合計額は次のとおりです。

担保提供物件	土地	2,575 百万円
	建物	1,033 百万円

5. 吸収合併存続会社についての事項（最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

当社は、2020 年 5 月 22 日及び 2020 年 6 月 17 日開催の取締役会において、それぞれ下記（１）及び下記（２）の運転資金の借入を行うことを決議し、2020 年 5 月 28 日と 2020 年 6 月 25 日に下記（１）及び下記（２）のとおり借入を実行しております。なお、フィットハウスは、当該借入に対する担保提供のため、同社が所有する不動産について、2020 年 5 月 28 日及び 2020 年 6 月 25 日に借入先と抵当権設定契約を締結しております。

- （１） 借入先 株式会社三井住友銀行
借入額 1,200 百万円
借入金利 短期プライムレート
借入期間 2020 年 5 月 28 日から 2020 年 7 月 21 日、期限一括返済
- （２） 借入先 株式会社三井住友銀行
借入額 1,100 百万円
借入金利 短期プライムレート
借入期間 2020 年 6 月 25 日から 2020 年 7 月 21 日、期限一括返済

6. 債務の履行の見込みに関する事項

当社の最終事業年度(2020 年 2 月 29 日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 9,116,352 千円及び 8,776,442 千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、フィットハウスの最終事業年度の末日(2019 年 8 月 20 日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 16,898,460 千円及び 5,882,420 千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、上記の各事業年度末日以降本日までの間、当社及びフィットハウスの債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、本合併の効力発生日時点における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併の効力発生後における当社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。従って、本合併の効力発生後における当社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上



合併契約書

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド（以下「甲」という。）と株式会社フィットハウス（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社（甲）
商号：株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
住所：東京都港区三田一丁目4番1号
 - (2) 吸収合併消滅会社（乙）
商号：株式会社フィットハウス
住所：岐阜県可児市下恵土 868 番地

第2条 （本合併に際して乙の株主に交付する株式の内容に関する事項等）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。）の所有する乙の普通株式（但し、会社法第 785 条の規程に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。以下、本条において同じ）の総数に 1.4（以下、かかる数値を「本合併比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を発行し、交付する。
2. 甲は、本合併に際して、各割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 前項により乙株主に交付する甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第3条 （資本金、準備金等の額に関する事項）

本合併に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 35 条又は第 36 条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第4条 （本合併の効力発生日）

1. 本合併の効力発生日は、2020 年 7 月 1 日（以下、次項に基づく変更後の日を含め「本効力発生日」という。）とする。
2. 甲及び乙は、本合併の事務上の必要が生じた場合その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。この場合、乙は、

変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第5条 （株主総会による承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。

第6条 （会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行わなければならない。甲及び乙は、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、甲乙協議し合意の上、これを行う。

第7条 （本合併の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約の締結後本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動を生じたとき、その他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条 （本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において第5条に定める承認が得られない場合、(ii)本効力発生日の前日までに、法令等に定められた関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii)前条に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

第9条 （管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関する解釈および紛争の一切について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第10条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを定める。

(以下 余白)

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ甲及び乙がこれを保有する。

2020 年 5 月 1 日

甲 東京都港区三田一丁目 4 番 1 号
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表取締役 門田 剛



2020 年 5 月 1 日

乙 岐阜県可児市下恵土 868 番地
株式会社フィットハウス
代表取締役 吉田 直人







合併契約変更覚書

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド（以下「甲」という。）と株式会社フィットハウス（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で2020年5月1日付で締結された合併契約書に係る合併契約（以下「本契約」という。）について、その効力発生日を変更するため、以下のとおり合意したので、覚書を締結する（以下「本覚書」という。）。なお、本覚書において使用される用語は、別途本覚書で定義される場合を除き、本契約において定義される意義を有するものとする。

第1条 （効力発生日の変更）

甲及び乙は、本覚書締結日において、本契約第4条第1項を以下のとおり変更する（変更箇所は下線部のとおり）。

【変更前】

1. 本合併の効力発生日は、2020年7月1日（以下、次項に基づく変更後の日を含め「本効力発生日」という。）とする。

【変更後】

1. 本合併の効力発生日は、2020年7月21日（以下、次項に基づく変更後の日を含め「本効力発生日」という。）とする。

第2条 （本契約のその他の規定）

甲及び乙は、本覚書に定めるものを除き、本契約のいかなる規定も変更されるものではなく、本契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

第3条 （準用）

本覚書には、本契約第9条及び第10条の規定を準用する。

(以下 余白)

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ甲及び乙がこれを保有する。

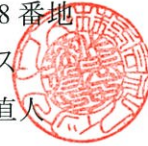
2020 年 5 月 22 日

甲 東京都港区三田一丁目 4 番 1 号
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表取締役 門田 剛



2020 年 5 月 22 日

乙 岐阜県可児市下恵土 868 番地
株式会社フィットハウス
代表取締役 吉田 直人





合併対価の相当性に関する事項

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド（以下、「当社」）と株式会社コナカ（取締役社長 CEO：湖中謙介、以下「コナカ」）の連結子会社である株式会社フィットハウス（以下、「フィットハウス」）は、2020 年 5 月 1 日付で吸収合併契約を、同年 5 月 22 日付で合併契約変更覚書を締結し、2020 年 7 月 21 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、フィットハウスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」）を行うことと致しました。

当社は、本合併について、会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての相当性に関して、下記のとおり判断いたしました。

1. 本合併に際して交付する株式の数またはその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

（1）本合併に係る割当ての内容

	当 社 (吸収合併存続会社)	フィットハウス (吸収合併消滅会社)
合併比率	1	1.4

（注 1）本合併により発行する当社の新株式数：普通株式 30,555,417 株（予定）

上記は、フィットハウスの 2019 年 8 月 20 日時点における普通株式の発行済株式総数（21,835,000 株）及び自己株式数（9,702 株）を前提として算出しております。

（注 2）フィットハウスの株式 1 株に対して、当社の株式 1.4 株を割当て交付します。

ただし、フィットハウスが所有する自己株式（2020 年 5 月 9 日現在 9,702 株）については、本合併による株式の割当ては行いません。

（注 3）本合併により当社普通株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなるフィットハウスの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

（注 4）本合併に伴い、当社単元未満株式（100 株未満）を保有することになるフィットハウスの株主の皆様は、当該単元未満株式を東京証券取引所においては売却することが出来ません。当該単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、会社法第 192 条第 1 項に基づき、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することが可能です。

（2）本合併に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

上記（1）「合併に係る割当ての内容」に記載の本合併に係る割当比率（以下、「本合併比率」）の決定にあたっては、その公正性・妥当性を期すため、当社は ベネディ・コンサルティング株式会社（以下、「ベネディ」）を合併比率の算定に関する第三者算定機関として選定の上、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼しております。一方、フィットハウ

スはピナクル株式会社（以下、「ピナクル」）を合併比率の算定に関する第三者算定機関として選定の上、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼したとのことです。

a. 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるベネディ及びフィットハウスの第三者算定機関であるピナクルは、当社並びにコナカ及びフィットハウスの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

b. 算定の概要

合併比率の算定にあたり、ベネディは、上場会社である当社については、当社の株式が東京証券取引所マザーズに上場しており市場株価が存在することから、市場株価基準方式（2020 年 4 月 28 日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける基準日終値、基準日までの直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間及び直近 6 ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎としております）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF 方式」）を、それぞれ採用いたしました。

次に、フィットハウスについては、非上場会社であるものの、比較可能な類似上場会社が存在し、類似会社比準方式による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準方式を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 方式を、それぞれ採用いたしました。各手法に基づく評価結果を総合的に勘案して本合併の合併比率の評価を行っております。DCF 方式では、当社については、当社から提供された本合併によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローンベースの事業計画を算定の基礎といたしました。フィットハウスについては、フィットハウスから提供された本合併によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローンベースの事業計画、直近までの業績の動向及び 2020 年 8 月期における業績見込みを算定の基礎といたしました。

なお、ベネディが DCF 方式による算定の基礎とした当社及びフィットハウスの将来の事業計画等のうち、フィットハウスの 2020 年 8 月期における業績見込みにおいて、フィットハウスは 2019 年 10 月に施行の消費税増税、天候不順及び新型コロナウイルス感染症の蔓延による非常事態宣言等の一過性の影響による大幅な減益を見込んでおります。一方、当社の 2021 年 2 月期以降の事業計画においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延による非常事態宣言の影響を織り込んでおりますが、大幅な増減益は見込まれておりません。

ベネディが各評価手法に基づき算出した合併比率（フィットハウスの普通株式 1 株に対して交付する当社の普通株式の割当数）は以下のとおりです。

採用方法		合併比率の算定のレンジ
当社	フィットハウス	
市場株価基準方式	類似会社比準方式	0.52～1.23
DCF 方式	DCF 方式	0.92～3.57

ベネディは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を使用し、使用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、かつ、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でベネディに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ベネディは、両社とその子会社・関連会社の資産または負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。ベネディによる合併比率の算定は、両社の財務予測について、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

一方、ピナクルは、合併比率の算定にあたり、上場会社である当社については、当社の株式が東京証券取引所マザーズに上場しており市場株価が存在することから、市場株価基準方式（2020 年 4 月 30 日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける基準日終値、基準日までの直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間及び直近 6 ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎としているとのことです。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 方式」）を、それぞれ採用したとのことです。

次に、フィットハウスについては、非上場会社であるものの、比較可能な類似上場会社が存在し、類似会社比準方式による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準方式を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 方式を、それぞれ採用したとのことです。各手法に基づく評価結果を総合的に勘案して本合併の合併比率の評価を行っているとのことです。DCF 方式は、当社については、当社から提供された本合併によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローンベースの事業計画を算定の基礎としたとのことです。フィットハウスについては、フィットハウスから提供された本合併によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローンベースの事業計画、直近までの業績の動向及び 2020 年 8 月期における業績見込みを算定の基礎としたとのことです。

なお、ピナクルが DCF 方式による算定の基礎とした当社及びフィットハウスの将来の事業計画において、フィットハウスの 2020 年 8 月期における業績については新型コロナウイルス感染症の蔓延による非常事態宣言、2019 年 10 月に施行の消費税増税、天候不順等の一過性の影響による大幅な減益を見込んでいるとのことです。

ピナクルが各評価手法に基づき算出した合併比率(フィットハウスの普通株式1株に対して交付する当社の普通株式の割当数。)は以下のとおりとのことです。

採用方法		合併比率の算定のレンジ
当社	フィットハウス	
市場株価基準方式	類似会社基準方式	0.40～1.24
DCF方式	DCF方式	1.15～4.07

ピナクルは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を使用し、使用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、かつ、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でピナクルに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、ピナクルは、両社とその子会社・関連会社の資産または負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っていないとのことです。ピナクルによる合併比率の算定は、フィットハウスの財務予測について、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としているとのことです。

② 算定の経緯

上記①のとおり、当社はベネディに対し、フィットハウスはピナクルに対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率についてフィットハウスと慎重に交渉・協議を重ねた結果、結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、取締役会において本合併比率を決定し、合意いたしました。

③ 上場廃止となる理由及びその見込み

東京証券取引所は、本合併に関し、本合併が実施された場合、当社は実質的な存続会社でないと認められることから、当社の普通株式が、本合併の効力発生日から「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」に入る見込みであることを、2020年5月1日付で公表いたしました。当社は、当社の普通株式の上場が維持されている猶予期間（東京証券取引所の公表によれば2020年7月21日から2024年2月29日となる見込み）内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしてまいります。

(3) 公正性を担保するための措置

コナカは、当社の発行済株式総数の31.29%（2020年2月29日現在）の株式を保有するその他の関係会社であり、かつ、フィットハウスの発行済株式総数の91.19%（2020年8月20日現在）の株式を保有する親会社であることから、本合併は関連当事者との取引に該当します。当社は、利益相反のおそれを回避し、本合併の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 算定書の取得

当社は、当社、フィットハウス及びコナカ（以下、「3社」）から独立した第三者算定機関であるベネディを選定し、本合併に用いられる合併比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は、上記1.（2）「本合併に係る割当ての内容の根拠等」をご参照ください。なお、当社は第三者算定機関から本合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は本合併の法務アドバイザーとして、岡田・今西・山本法律事務所（共同代表弁護士 山本正）より、デュー・ディリジェンスの実施及び本合併の諸手続について法的な観点から助言を得ております。なお、岡田・今西・山本法律事務所（共同代表弁護士 山本正）は本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 利益相反を回避するための措置

① 第三者委員会の設置

当社は、本合併に係る意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除するとともに、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、2020年4月6日付で、3社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である柴田堅太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）及び中里肇氏（株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ代表取締役）並びに当社の社外取締役である守屋宏一氏（弁護士、守屋法律事務所代表）の3名により構成される第三者委員会（以下、「第三者委員会」）を設置し、第三者委員会に対し、(i) 本合併の目的は合理的か、(ii) 本合併における合併比率その他条件は相当か、(iii) 本合併における交渉過程その他の手続は公正か、及び(iv) 上記(i) から(iii) を踏まえ、本合併が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて意見を諮問しました。第三者委員会は、2020年4月6日から2020年4月23日までの間において、会合を合計5回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて書面による質疑応答を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、当社及びコナカの役職員からのヒアリングにおいて、本合併に至る経緯、目的、当社の状況、本合併に関する交渉経

緯その他の本合併に関連する事項について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施したほか、当社から提供を受けた関連書類等の精査を実施しております。

また、当社の第三者算定機関であるベネディから本合併に用いられる合併比率の評価に関する説明を、当社の法務アドバイザーである岡田・今西・山本法律事務所（共同代表弁護士 山本正）から本合併の手続面における公正性を担保するために当社が採る措置並びに本合併に係る当社の意思決定の過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。第三者委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2020 年 4 月 30 日に、(i) 本合併の目的は正当と認められる、(ii) 本合併における本合併比率その他の取引条件は不相当なものでない、(iii) 本合併における交渉過程その他の手続は公正と認められる、及び (iv) (i) から (iii) を踏まえると、本合併は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨を内容とする答申書を当社の取締役会に提出しております。

② 利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見

当社取締役のうち、当社の発行済株式総数（自己株式を除く）の 31.29%の株式を保有しているコナカの実業取締役を兼務する湖中謙介、門田剛及び中川和幸は、利益相反のおそれを回避する観点から、本合併に係るフィットハウスとの協議・交渉には参加しておらず、また最終契約の締結及び第三者委員会の設置に係る取締役会の審議及び決議にはいずれも参加しておりません。当社の取締役会は、上記の観点から審議に参加していない取締役及び当社の取締役でコナカの従業員を兼務する永井利博を除く当社の取締役 5 人全員の一致で当該決議を行っております。

また、上記の取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

2. 合併対価として当社の普通株式を選択した理由

当社の普通株式は、東京証券取引所マザーズ市場において取引されており、本前記(2)③のとおり猶予期間入りするものの、合併後も市場における取引機会が確保されていることから、本合併の対価として同株式を選択することが適切であると判断いたしました。

3. 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により、増加する当社の資本金及び準備金等の額は、会社計算規則第 35 条又は第 36 条の定めるところに従い、本合併契約に基づき当社が定めます。上記については、当社の財務状況、その他の諸事情を総合的に勘案し、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額とする予定です。

以 上

事業報告

自 2018年8月21日

至 2019年8月20日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復局面にあるものの、米中の貿易摩擦やイギリスのEU離脱問題、また、ドイツ製造業の景況感や中東情勢の悪化など不安定な海外情勢による世界経済の減速懸念から先行き不透明な状況が続きました。また、個人消費の動向におきましては、雇用情勢が改善するなかでも賃金の伸びは鈍く、人口減や財政難が続くなか、将来への不安から消費者の節約志向が続き、厳しい経営環境となりました。

このような環境の中で、当社は独自商品の開発に力を入れ、前事業年度に引き続き「nano」及び「MANICURE FINGER」「Cheriecrin」を中心としたバッグやアクセサリ等オリジナル商品の企画・製造・販売を一貫して管理を行い収益拡大に向けて取組んでまいりましたが、消費マインドの低迷や天候不順の影響を受けて客数が減少したことにより、当事業年度は売上高148億4千4百万円（前年同期比6.2%の減少）、営業利益2億9百万円（同43.6%の減少）、経常利益は2億4千1百万円（同45.5%の減少）、当期純利益は6千万円（同28.3%の減少）となりました。

店舗数につきましては、業績改善見込みのない店舗を1店舗退店したことにより当事業年度末の店舗数は29店舗となりました。

商品別の売上高の状況は次のとおりであります。

区分	売上高(百万円)		構成比 (%)	前期比 (%)
	前事業年度	当事業年度		
インポートバッグ	5,045	4,662	31.3%	92.4%
アクセサリ	3,303	3,035	20.4%	91.9%
国内バッグ	2,586	2,576	17.3%	99.6%
スポーツシューズ	1,415	1,331	8.9%	94.1%
ファッション	895	779	5.2%	87.0%
レディースシューズ	760	701	4.7%	92.2%
メンズシューズ	700	661	4.4%	94.4%
スポーツアパレル	702	656	4.4%	93.4%
コスメティック	512	509	3.4%	99.4%
小計	15,921	14,913	100.0%	93.7%
売上値引高	△87	△69	—	—
合計	15,834	14,844	—	93.7%

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、次のとおりであります。

①当事業年度中に完成した主要設備

該当ありません

②当事業年度継続中の主要設備の新設・拡充

該当ありません

(3) 資金調達の状況

該当ありません

(4) 会社が対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、景気は緩やかな回復基調が続くものと見込まれる一方で、海外情勢、経済の動向や為替の変動など先行き不透明な状況が続くことが予想されます。また、国内の人口減少が進み、量的拡大を図るビジネスはますます厳しい状況になるものと思われま

このような環境の中で、当社といたしましては、商品やサービスの「質」の向上に努めるとともに、PB・オリジナル商品の更なる拡充や、ジェンダー別のトータル・コーディネート提案を推進してまいります。また、オムニチャネルの実現により、お客様が求める商品を提供できる環境を整備するとともに、基幹システムやPOSシステムおよび会計システムや業務面等の見直しによる経営の効率化を推進し、事業基盤の強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 25 期 (2016 年 8 月期)	第 26 期 (2017 年 8 月期)	第 27 期 (2018 年 8 月期)	第 28 期 (当事業年度) (2019 年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	19,025	17,206	15,834	14,844
営 業 利 益 (百万円)	869	596	371	209
経 常 利 益 (百万円)	299	888	443	241
当 期 純 利 益 (百万円)	183	717	84	60
1 株当たり当期純利益 (円)	8.41	32.86	3.87	2.78
総 資 産 (百万円)	20,039	19,920	18,511	16,898
純 資 産 (百万円)	10,407	11,141	11,115	11,016
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	476.86	510.48	509.28	504.73

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出したしております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は、株式会社コナカであり、当社の普通株式を 19,902,590 株（出資比率 91.19%）所有しています。当社は、同社との間で「業務資本提携契約」を締結しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社エフブランド	10	100	シューズ、バッグ等の卸売業
株式会社フィットエージェンシー	10	100	広告代理業

(注) 1. 上記の重要な子会社 2 社合計の売上高は 2 億 35 百万円、当期純利益は △3 百万円であります。
2. 2019 年 8 月 21 日に株式会社フィットエージェンシーを吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容（2019 年 8 月 20 日現在）

事 業	主 要 商 品
小売業	シューズ、バッグおよび服飾雑貨等の販売

(8) 主要な事業所（2019 年 8 月 20 日現在）

名 称	住 所 地	名 称	住 所 地
本社	岐阜県	名古屋千種店 他 8 店	愛知県
各務原店 他 6 店	岐阜県	沼津店 他 2 店	静岡県
東京八王子店	東京都	浦和美園店	埼玉県
四日市店	三重県	金沢西店	石川県
大日店 他 2 店	大阪府	加古川店	兵庫県
つくば店	茨城県	ちはら台店	千葉県

(9) 従業員の状況 (2019年8月20日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
420 名	△37 名

- (注) 1. 従業員数に出向者は含まれておりません。
 2. 契約社員、パートなどの臨時従業員(189名)は、上記従業員数には含まれておりません。
 3. 平均勤続年数は、9.4年であります。
 4. 従業員数の減少は、適宜、臨時職員の採用で対応しております。

(10) 主要な借入先 (2019年8月20日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	2,300
株式会社りそな銀行	673
株式会社三菱UFJ銀行	600
株式会社みずほ銀行	566
株式会社十六銀行	213
株式会社横浜銀行	213
日本生命相互会社	200
三井住友信託銀行株式会社	34

2. 会社の株式に関する事項 (2019年8月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 21,835,000 株
 (3) 株主数 普通株式 165 名
 (4) 大株主(上位10名)

① 普通株式

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 コナカ	19,902,590 株	91.19 %
フィットハウス社員持株会	251,600 株	1.15 %
水野 栄治	145,500 株	0.66 %
株式会社 OKBキャピタル	129,000 株	0.59 %
宮田 満	108,000 株	0.49 %
平塚 郁夫	98,000 株	0.44 %
漸井 孝徳	90,000 株	0.41 %
古田 好文	78,300 株	0.35 %
鈴木 昌徳	73,600 株	0.33 %
桑原 誠	67,300 株	0.30 %

(注) 持株比率は自己株式(9,702株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2019年8月20日現在)

氏 名	地 位	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
湖中 謙介	取 締 役 会 長	株式会社コナカ 代表取締役
吉田 直人	代 表 取 締 役 社 長	
内田 吉彦	代 表 取 締 役 専 務	株式会社エフブランド代表取締役 株式会社フィットエージェンシー代表取締役
亀崎 達也	専 務 取 締 役	営業本部 本部長
橋本 剛史	常 務 取 締 役	商品本部 nano 開発室 室長
平塚 郁夫	常 勤 監 査 役	
磯村 三郎	監 査 役	新光ゴム工業株式会社 監査役
長瀬 憲行	監 査 役	

- (注) 1. 監査役磯村三郎氏および監査役長瀬憲行氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
2. 監査役磯村三郎氏は、名古屋中村税務署長を退官後、顧問および社外監査役を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5 名	45,528 千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	8,040 千円 (1,200 千円)
合 計	8 名	53,568 千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2002年8月21日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2002年8月21日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額のほか、2018年11月に退任した取締役に4,462千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

社外監査役の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言 その他の活動状況
磯村 三郎	12ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回中14回、監査役会17回中16回出席しております。	当事業年度に開催された取締役会および監査役会等において、適宜発言しております。
長瀬 憲行	12ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会17回の各々全てに出席しております。	当事業年度に開催された取締役会および監査役会等において、適宜発言しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	11,200 千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
合 計	11,200 千円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に規定する監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

監査役、および内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に管理本部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書に記録し「文書管理規程」に基づき整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書取扱規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、管理本部担当取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、「経理規程」に加え「リスク管理規程」を制定している。

全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

監査役、および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。

総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会および経営会議において定期的に報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

⑤ 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社および関係会社の管理は管理本部担当取締役が統括する。管理本部担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催する。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社業務担当取締役が統括管理する。

関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会および経営会議において報告する。

監査役と内部監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会および関係会社連絡会議に報告する。取締役会および関係会社連絡会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他の重要会議決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令および「監査役会規程」並びに「監査役監査規程」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。

また、「監査役会規程」並びに「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

(2) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、比率その他については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019 年 8 月 20 日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,167,351	流動負債	3,030,606
現金及び預金	2,262,560	買掛金	197,833
売掛金	425,794	短期借入金	1,750,000
商品	5,196,747	1 年以内返済長期借入金	500,000
貯蔵品	10,933	リース債務	47,219
前渡金	71,174	未払金	29,384
前払費用	40,267	未払費用	204,330
未収入金	57,362	未払消費税等	66,671
預け金	101,935	未払法人税等	40,574
その他	576	前受金	3,956
固定資産	8,731,108	預り金	42,370
有形固定資産	6,962,860	賞与引当金	90,000
建物	2,856,402	ポイントカード引当金	33,008
構築物	41,014	デリバティブ負債	25,257
車両運搬具	0	固定負債	2,851,814
工具器具備品	93,262	長期借入金	2,550,000
土地	3,903,679	長期リース債務	44,832
リース資産	68,220	繰延税金負債	16,298
建設仮勘定	280	資産除去債務	143,041
無形固定資産	178,754	預り保証金	92,568
借地権	7,692	その他	5,073
ソフトウェア	33,859	負債合計	5,882,420
ソフトウェア仮勘定	120,658	(純資産の部)	
リース資産	8,338	株主資本	10,997,424
その他	8,204	資本金	2,683,528
投資その他の資産	1,589,494	資本剰余金	2,358,437
投資有価証券	205,337	資本準備金	2,358,437
関係会社株式	24,924	利益剰余金	5,955,457
建設協力金	394,851	利益準備金	124,987
長期前払費用	86,306	その他利益剰余金	5,830,471
長期未収入金	36,718	別途積立金	6,006,000
差入保証金	783,140	繰越利益剰余金	△175,529
保険積立金	86,800	評価・換算差額等	18,616
その他	8,133	その他有価証券評価差額金	18,616
貸倒引当金	△36,718	純資産合計	11,016,040
資産合計	16,898,460	負債及び純資産合計	16,898,460

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2018 年 8 月 21 日 至 2019 年 8 月 20 日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		14,844,054
売上原価		9,958,738
売上総利益		4,885,315
販売費及び一般管理費		4,675,779
営業利益		209,536
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,982	
不動産賃貸料	113,698	
雑収入	21,149	
その他	8,014	158,844
営業外費用		
支払利息	37,565	
不動産賃貸費用	40,881	
為替差損	27,895	
その他	20,472	126,814
経常利益		241,566
特別利益		
固定資産売却益	9,369	
投資有価証券売却益	35	
その他	65	9,470
特別損失		
減損損失	75,858	
固定資産除却損	19,811	95,669
税引前当期純利益		155,367
法人税、住民税及び事業税	50,713	
法人税等調整額	43,942	94,655
当期純利益		60,712

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成 29 年 8 月 21 日 至平成 30 年 8 月 20 日)

(単位：千円)

	株主資本									株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己 株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
2018 年 8 月 21 日残高	2,683,528	2,358,437	－	2,358,437	124,987	6,006,000	△127,115	6,003,872	－	11,045,838
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△109,126	△109,126		△109,126
当期純利益							60,712	60,712		60,712
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△48,414	△48,414	－	△48,414
2019 年 8 月 20 日残高	2,683,528	2,358,437	－	2,358,437	124,987	6,006,000	△175,529	5,955,457	－	10,997,424

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差 額等合計	
2018 年 8 月 21 日残高	69,472	69,472	11,115,310
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△109,126
当期純利益			60,712
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額 (純額)	△50,856	△50,856	△50,856
事業年度中の変動額合計	△50,856	△50,856	△99,270
2019 年 8 月 20 日残高	18,616	18,616	11,016,040

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

①関係会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

商品……………売価還元法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……………従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) ポイントカード引当金…ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

II. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 2018 年 2 月 16 日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

III. 会計上の見積りの変更に関する注記

1. 資産除去債務の見積額の変更

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、店舗等の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額 14,310 千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の税引前当期純利益が 23,550 千円減少しております。

また、翌事業年度以降の減価償却費が 47,320 千円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ 47,320 千円減少いたします。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

(1) 担保提供資産

商 品	85,490 千円
-----	-----------

(2) 上記に対応する債務

仕 入 債 務	8,758 千円
---------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,889,194 千円

減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 財務制限条項

借入金のうち 2,850,000 千円には、財務制限条項がついており、全ての債務の履行を完了するまで、下記の条項を遵守しない場合には、期限の利益が喪失します。

(1) 2018 年 8 月期以降の各事業年度末日において、単体の貸借対照表に記載される修正純資産金額を（i）2017 年 8 月期の事業年度末日の単体の貸借対照表に記載される修正純資産金額、又は、（ii）直前の事業年度末日の単体の貸借対照表に記載される修正純資産金額のうち、いずれか高い金額の 75%相当額以上に維持すること。

(2) 2018 年 8 月期以降の各事業年度末日において、単体の損益計算書に記載される営業損益及び修正経常損益について、両方、又はいずれか一方において損失としないこと。

なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触しておりません。

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

商品売上高	2,668 千円
商品仕入高	20,398 千円
その他の営業取引高	215,077 千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	21,835,000 株	－ 株	－ 株	21,835,000 株
計	21,835,000 株	－ 株	－ 株	21,835,000 株

2. 事業年度の末日における自己株式の種類および総数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	9,702 株	－ 株	－ 株	9,702 株
計	9,702 株	－ 株	－ 株	9,702 株

3. 事業年度中に行った剰余金の配当

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年11月19日 定時株主総会	普通株式	109,126	5	2018年8月20日	2018年11月20日
計		109,126			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2019年11月19日開催の第28期定時株主総会において次のとおり付議致します。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 109,126 千円
- ・1株当たりの配当金額 5 円

- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・基準日 2019年 8 月 20 日
- ・効力発生日 2019年 11 月 20 日

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	8,687	千円
賞与引当金	27,405	千円
ポイントカード引当金	10,051	千円
貸倒引当金	11,180	千円
減損損失	99,264	千円
未払法定福利費	7,856	千円
資産除去債務	43,556	千円
差入保証金	47,298	千円
借地権償却否認	24,179	千円
現物出資差額	5,525	千円
建設協力金	8,530	千円
長期前受収益	1,544	千円
その他	15,760	千円
繰延税金資産小計	310,840	千円
評価性引当額	△ 220,111	千円
繰延税金資産合計	90,728	千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 13,934	千円
長期前払費用	△ 12,622	千円
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,896	千円
現物出資差額	△ 53,286	千円
その他	△ 287	千円
繰延税金負債合計	△ 107,027	千円
繰延税金資産の純額	16,298	千円

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売掛金は、主にクレジット会社等に対するものであり、信用リスクは極めて少ないと認識しております。また、投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。差入保証金については、貸主ごとの信用状況を随時把握しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年8月20日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額（※1）	時 価（※1）	差 額
(1) 現金及び預金	2,262,560	2,262,560	—
(2) 売掛金	425,794	425,794	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	205,337	205,337	—
(4) 差入保証金（※2）	737,545	709,172	△28,372
(5) 建設協力金	394,851	433,035	38,131
(6) デリバティブ取引（※3）	(25,142)	(25,142)	—
(7) 買掛金	(197,833)	(197,833)	—
(8) 短期借入金	(1,750,000)	(1,750,000)	—
(9) 長期借入金	(3,050,000)	(3,050,000)	—

- (※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
 (※2) 差入保証金については、金融商品相当額のみを表示しております。
 (※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金、並びに(5) 建設協力金

契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りにより割引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないもの）

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、契約を締結している金融機関から提示された価格に基づき算定しております。）
 (単位：千円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	フラット取引				
	受取 米ドル・支払円	31,305	10,435	115	115
	受取 米ドル・支払円	62,520	41,680	△516	△516
	スワップ取引				
	受取 ユーロ・支払円	147,780	86,205	△7,569	△7,569
	受取 ユーロ・支払円	150,780	89,530	△9,483	△9,483
	受取 ユーロ・支払円	136,730	87,010	△7,689	△7,689
計		529,115	314,860	△25,142	△25,142

(7) 買掛金並びに(8) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

当該借入金は変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係会社株式（貸借対照表計上額 24,924 千円）は市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

X. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 504 円 73 銭
 (2) 1株当たり当期純利益 2 円 78 銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本個別注記表中の記載金額、比率その他については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年10月23日

株式会社フィットハウス
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 都 成 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィットハウスの2018年8月21日から2019年8月20日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年8月21日から2019年8月20日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月24日

株式会社フィットハウス 監査役会

常勤監査役	平 塚 郁 夫	㊞
監 査 役	磯 村 三 郎	㊞
監 査 役	長 瀬 憲 行	㊞